被保護者調査【年次調査】(個別調査)調査要綱

1 目 的

この調査は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下、「被保護世帯」という。)及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時点

各年7月31日現在とする。

3 調査客体

この調査の客体は、同年の被保護者調査【年次調査】(基礎調査)の調査客体となった世帯とする。

4 調査事項

調査事項は、被保護者調査【年次調査】個別調査票の事項とする。

5 調査方法

- (1) 福祉事務所が LGWAN を経由し、生活保護業務データシステムインターフェース仕様 書個別項目データに掲げる事項を CSV ファイルの登録又は画面入力により提出する。
- (2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は個別調査票の内容について、<u>各年8月31日まで</u>に 確認処理をする。

6 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。

被保護者調査【年次調査】(基礎調査)調査要綱

1 目 的

この調査は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下、「被保護世帯」という。)及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時点

各年7月31日現在とする。

3 調査客体

この調査の客体は、以下の(1)及び(2)とする。

- (1) 全被保護世帯(ただし、次のいずれかに該当する世帯は調査客体としない。)
 - ①出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費及び生活扶助の移送費等一時 的性格を有する扶助のみを受給している世帯
 - ②保護施設に入所又は利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯
- (2)調査月における保護廃止世帯

4 調査事項

調査事項は、被保護者調査【年次調査】調査票 第1表から第10表(以下、「基礎調査票」という。)の事項とする。

5 調査方法

- (1) 福祉事務所が LGWAN を経由し、生活保護業務データシステムインターフェース仕様 書基礎項目データに掲げる事項を CSV ファイルの登録又は画面入力により提出する。
- (2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は基礎調査票の内容について、<u>各年8月31日まで</u>に 確認処理をする。

6 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。